

令和4年度事業計画書

I 実施方針

このたびの新型コロナウイルス感染症は、昨年末から新たな変異株であるオミクロン株の世界的な感染拡大により未だ収束が見えない状況にある。昨年度は本会も感染防御を第一に、職員の時差出勤及び計画的な在宅勤務の実施、理事会、総会、各種委員会についても多くはWeb併用開催となった。さらに1年ぶりに神戸市国際会議場での開催を予定していた獣医学術学会年次大会についても、オンデマンドによるWeb開催に変更を余儀なくされた。この間、この新型コロナウイルス感染症をはじめ、動物由来の人と動物の共通感染症対策は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全に関する関係者が一体となり連携して対応する必要があるというワンヘルスアプローチの概念の重要性を改めて認識することとなった。

日本獣医師会では、平成22年に「動物と人の健康はひとつ。そして、それは地球の願い。」という活動指針を採択してワンヘルスの考え方を取り入れ、平成25年には日本医師会との学術協定を締結するとともに、平成28年には「第2回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択する等、これまで積極的にワンヘルスに取り組んできた。

このような中、本年11月に福岡県において「アジアにおけるワンヘルスアプローチ」をテーマに第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会が開催される予定である。本大会では蔵内勇夫会長が、FAVA会長に就任し、日本から世界へ向けてワンヘルスの実践を普及する機会となるよう、同時開催される第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和4年度)とともに、地元福岡県獣医師会と一丸となって準備を進めている。

一方、近年、我が国や周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする越境性の悪性家畜伝染病が発生し、また、最近では中国等で感染が拡大していたアフリカ豚熱が隣国の韓国に侵入し、我が国への侵入が危惧されている。我が国においても平成30年に岐阜県で発生以降、各地に感染が拡大している豚熱の防疫対策において、民間の知事認定獣医師による予防的ワクチン接種等の家畜防疫業務を迅速かつ効果的に推進するためには、農場管理獣医師の一元的な取組みが求められている。

このような状況及び令和2年5月に公表された令和12年度を目標年度とする「第四次獣医療提供体制整備基本方針」の規定を踏まえ、農場管理獣医師をはじめ、既存の各種専門獣医師の専門性を認識する仕組みの構築を図り、専門医資格の広告が可能となるよう認定・専門獣医師協議会を立ち上げ、制度の構築を進めている。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく販売用の犬・猫へのマイクロチップ(MC)の装着・登録の義務化について、令和3年6月に本会はMCの指定登録機関に指定され、MCの登録事業を適正かつ円滑に推進するための体制整備を図っているところである。

加えて「愛玩動物看護師法」の本年5月施行による愛玩動物看護師の国家資格化に伴い、本会は、同法の効果的な運用を推進するとともに、国民の期待に応え得る獣医師と愛玩動物看護師による高度なチーム獣医療提供体制の構築に取り組んでいる。

このほか、勤務獣医師の処遇改善による獣医師の職域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、災害時動物救護体制の確立、獣医学教育の改善・充実等について、部会委員会等における議論を深め、具体的な対応策を提言して適宜実行していくこととしている。

さらに、本会の組織強化のため、若手の新規獣医師の会員構成獣医師へ入会動機、魅力ある獣医師会活動等を委員会等で検討し、地方獣医師会における組織率の向上を図るとともに、また、本会の財政基盤の強化のために、収益事業にも積極的に取り組むこととしている。

以下に、本年度における重点的な取組み事項を示す。

1 事業推進特別委員会による検討

特に重要な個別課題については、前年度に引き続いて事業推進特別委員会の下に次の3つの検討委員会を設置して、関連する職域別部会と連携して集中的に対応策を検討し、随時又はその結論を得て、本会の事業運営、要請活動等の施策に反映させる。

(1) ワンヘルス推進検討委員会

医師会のほか、ワンヘルスの推進に関連する団体、国際機関、国、地方行政機関等との具体的な連携強化活動の内容並びに人獣共通感染症及び高齢化対策等ワンヘルスに係る課題解決に関する方針について総合的に検討する。本年11月に開催される第21回FAVA大会と同時開催される第40回獣医学術学会年次大会におけるワンヘルスに関する企画について検討する。

(2) 薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会

政府が策定・公表する予定の新たな薬剤耐性 (AMR) 対策行動計画 (2022-2026) に基づく普及・啓発、モニタリング調査等への協力、特に小動物臨床現場における抗菌性物質の慎重使用のための具体的な対策、新しい行動計画の推進のための方策等について検討する。

(3) マイクロチップ普及推進検討委員会

「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)の改正による販売用の犬・猫に対するMC装着・登録の義務化が円滑に行われるよう、新たな法定登録の指定登録機関としての体制の構築及び円滑な運営を図る。一方、従来のAIP0登録に関する対応との調整、地方獣医師会と会員構成獣医師との連携体制の構築、個人情報のある適切な取扱いに留意した日本獣医師会と地方獣医師会における適正な情報ネットワーク管理体制の構築等に関する施策展開並びにMC登録と狂犬病予防事業との一体的な運用体制の整備等について検討し、業務の運用改善及び次回の法改正に向けた要請に取り組む。

2 個別重要課題に対する事業運営

(1) ワンヘルスの推進に関する対応

上記1の(1)における特別委員会の検討結果を踏まえ、ワンヘルスに係る課題解決のために、総論的取組みとしての医師・獣医師の交流の促進と協力関係の強化を図ることとし、日本医師会との連携シンポジウムの開催等を実施する。特に感染症対策及び高齢化対策(動物介在活動を含む。)の推進に関する対応は、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生・公衆衛生、動物福祉・愛護の各部会が必要に応じて連携して取り組む。

また、本年11月に福岡で開催する第21回FAVA大会を成功させ、FAVA常設委員会の検討内容を見据えて国内外にワンヘルス実践を波及する。

(2) 薬剤耐性(AMR)対策の推進に関する対応

上記1の(2)における調査・検討の結果を踏まえ、農林水産省、厚生労働省等の指導及び支援の下で、産業動物臨床及び小動物臨床部会等の検討も踏まえ、具体的なAMR対策について獣医

師、医師、動物用医薬品業界等と連携して、医薬品承認制度の在り方、EU の新たな動物用医薬品規制への対応等について検討を行う。また、「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン (2022-2026)」への効果的な対応に向けた施策を推進する。

さらに、FAVA 常設委員会の検討を積極的にリードし、アジアにおける AMR 対策を推進する。

(3) MC の普及啓発に関する対応

上記 1 の (3) における検討結果を踏まえ、動物愛護管理法の一部改正による MC 装着・登録の義務化に伴う新たな登録施策が円滑に実施されるよう、本会、地方獣医師会及び会員構成獣医師の連携体制の構築並びに社会への MC 装着・登録に関する普及啓発等を行う。

また、指定登録機関の指定を受け、新たな法定登録の対応と従来の AIPO 登録に係る対応との調整、個人情報の適正な取扱いに留意した本会と地方獣医師会における適正な情報ネットワーク管理体制の構築等を行う。

さらに、狂犬病予防法の犬の登録、予防注射等狂犬病予防事業の市町村等から地方獣医師会への一括委受託の方策を検討し、導入を図る。

今回の法改正では、すべての犬猫への MC の登録の義務化、MC を狂犬病予防注射済票の代替とすること等を実現する。さらに、MC の登録情報に狂犬病予防注射の記録も追加し、犬の登録原簿の代替としての活用も可能とすることにより、真のワンストップサービスを実現する。

加えて、犬猫の所有者に MC 情報を活用した様々な情報及びサービスを提供することにより、MC 装着の付加価値を付与してその一層の普及を図り、MC の犬猫全頭装着・登録に向けて効果的な運用環境を整備する。

(4) 獣医療提供体制の整備に関する対応

令和 3 年度に設置された「認定・専門獣医師協議会」において、令和 12 年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針において示された、獣医師の専門性を認定する仕組の構築及び運用、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告における専門性の表示等の仕組みについて、関係学術団体等と連携しつつ、検討・実行する。

また、併せて本会が独自に付与する「農場管理獣医師」、「災害獣医療 (VMAT) 認定獣医師 (仮称)」等の研修・資格制度を構築する。

なお、愛玩動物看護師法の制定による愛玩動物看護師の国家資格化を踏まえ、獣医療現場における獣医師と愛玩動物看護師等の適切な役割分担と連携により、愛玩動物看護師の処遇改善と社会的地位の向上を含め、新制度の円滑な運用を図る。さらに、動物取扱業の業務を支える「動物取扱業管理認定・専門獣医師 (仮称)」、地域の獣医療を支えるかかりつけ獣医師として「地域獣医療認定・専門獣医師 (仮称)」など本会独自の資格制度の構築に努める等、各種施策を講じながらチーム獣医療提供体制の構築等を推進する。

(5) 豚熱等への対応

豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) 等への対策については、本会に設置された豚熱等家畜伝染病対策検討委員会に生産者団体、学識経験者等を加え、農林水産省の指導の下にこれらの疾病への防疫対応における本会や地方獣医師会の協力支援方策について検討を行い、その結果を踏まえて速やかに要請活動等必要な措置を講じる。

(6) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、本会に「新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部」を設置して検討の上、「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」及び「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について」等の見解を公表し、地方獣医師会、会員構成獣医師及び一般への情報普及に努めているところである。本件については、状況に応じて今後も対策本部及び関係部会委員会において検討を行う一方、本感染症に続く新興感染症の発生防止等に向け、ワンヘルスの理念を踏まえた実践体制の構築を図る。

また、このたびのコロナ禍においては飼い主が新型コロナウイルス感染症に罹患した際、残された犬猫の検査等の取扱いが課題となったことから、本会、地方獣医師会及び会員構成獣医師と国立感染症研究所及び獣医学系大学の間でネットワークを構築し、新型コロナウイルスの他、人獣共通感染症対策の一環として SFTSV（重症熱性血小板減少症候群ウイルス）及び死亡野生動物等の検査体制を確立する。

3 勤務獣医師の処遇と職場環境の改善及び女性獣医師の活躍推進に関する対応

勤務獣医師の処遇改善については、福岡県及び徳島県における特定獣医師職給料表の新設をはじめ、各自治体の勤務獣医師に対する初任給調整手当の拡充等の成果が見られるが、特に新型コロナウイルス感染拡大下において、ワンヘルスへの取組みの一環として様々な業務を担う公務員獣医師の責務の増大に鑑み、引続き獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等の処遇改善に係る対応及び魅力ある業務内容への改善が全国的に一層拡大するよう、地方獣医師会と連携しながら要請活動を強化する。

女性獣医師の就業継続及び復職への支援等、女性獣医師の活躍推進については、平成 25～26 年度の女性獣医師支援特別委員会における検討結果を踏まえ、現在、女性獣医師活躍推進委員会において就業支援対策を検討し、逐次実行している。「女性獣医師が活躍する職場は、男性獣医師を含むすべての獣医師が活躍できる職場である。」という理念の下で、勤務条件及び職場環境の向上のための取組みを強化する。

4 緊急災害時動物救護活動への対応

緊急災害時の対応については、地方獣医師会における対応及び日本獣医師会における対応を検討し、ガイドライン及びマニュアルを策定したところである。現在、動物福祉・愛護委員会において、ガイドライン及びマニュアルに沿った具体的な施策を検討中である。検討結果を踏まえて VMAT 構成員の養成・登録及び全国的な派遣体制の構築等の救護体制を整備し、緊急災害発生時における動物救護活動及び獣医療提供体制復旧の支援に備える。なお、VMAT の養成については災害動物医療研究会が行っていた VMAT 講習会を本会が継承するとともに、内容の充実強化を図る。さらに認定・専門獣医師協議会での検討を踏まえ、災害時の対応に係る認定獣医師制度について、VMAT 養成カリキュラム等検討小委員会においても検討し、本制度の構築を推進する。

5 獣医学教育環境の国際水準への整備充実に関する対応

本会が文部科学省及び獣医学系大学等多くの関係者と尽力してきた獣医学教育環境の国際水準化に向けての取組みを継続する。また、獣医学実践教育推進協議会を通じて、コア・カリキュラムの見直し、第三者評価の適切な実施等に関する支援を行う。特に、診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、農業共済団体や関係する行政機関等の実習受入機関と獣医学系大学との連携を強化するとともに、円滑かつ効果的な実施体制の整備を支援する。

6 国際交流事業の振興に関する対応

獣医学術に関する国際交流の推進のため、世界獣医師会（WVA）及びアジア獣医師会連合（FAVA）等の関係国際機関の活動に一層積極的に参加する。特に、本会蔵内会長の FAVA 副会長への就任及び令和4年秋の FAVA 会長への就任を受け、FAVA 事務局の日本への設置の取組み、また、FAVA 戦略プランのうち、我が国が中心となって策定した重点項目のアクション・プランに基づく活動を推進する等、同会の活動においてリーダーシップを発揮する。

令和4年11月に福岡県で開催する第21回 FAVA 大会については、組織委員会において具体的方策を検討し、その決定に従って開催準備を進める、多数の企業から協賛を得るとともに、地方獣医師会の協力を得て参加者の増員を図る等、成功に向けて活動する。

東アジア三カ国（日本・韓国・台湾）における獣医学術交流については、大韓獣医師会、台湾獣医師会と連携して合同シンポジウムの開催、WVA、FAVA への働きかけを積極的に実施する。併せて、同じ三カ国の下で実施されている獣医学術学会活動との連携についても検討する。

また、日本中央競馬会の助成を受けて行うアジア地域臨床獣医師等総合研修・ネットワーク構築事業を、新型コロナウイルス感染症の収束状況に配慮しながら適正に実施し、アジア地域の家畜衛生対策の向上に努めることにより我が国への越境性感染症の侵入防止を図るとともに、アジア地域各国の獣医師会及び研修修了獣医師との連携を一層強化する。

これらの国際交流活動を通じて本会の国際貢献に努めるとともに、英語版ホームページ（HP）を介して適時情報を海外に発信する。

7 組織の強化に関する対応

地方獣医師会の組織率向上を図るため、特に、新規若手獣医師等に対する有用かつ魅力ある獣医師会活動を提供するため、総務委員会において獣医師会の組織及び活動の強化方策について検討を行い適宜実施する。併せて現在、取り組んでいる認定・専門獣医師制度の構築に伴う獣医学術学会年次大会等の企画内容の見直し、地方獣医師会及び会員構成獣医師との連携の下での MC 登録、狂犬病予防事業及び付加価値サービスの一体的運用体制の確立による業務の拡大等を推進する。

本会の業務活動見直しのため、本会と地方獣医師会等の役割分担、活動の連携等について検討するとともに、その結果を反映した本会事業のスクラップアンド・ビルドの実践、事務局体制の効率化、健全な財政運営を図る。

併せて、本会の組織の強化及び社会プレゼンスの向上のため、一般向け及び地方獣医師会・会員構成獣医師向けの広報の強化を図るとともに、獣医学術学会年次大会や動物感謝デーなどの効率的な運営を行う。

なお、新型コロナウイルスの収束状況を踏まえ、会議、研修会・講習会、シンポジウム、学会等はできる限り対面とするが、感染拡大状況を注視しながら、状況によっては Web の活用も考慮して会務を適正に実施する。

II 事業別の対応

1 公益目的事業

(1) 部会委員会等運営事業

ア 部会委員会の運営

獣医学術、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生・公衆衛生、動物福祉・愛護等の獣医師職域に係る諸課題等については、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して検討して

きた。各部会委員会における検討に当たっては検討課題を絞るとともに、課題ごとに関連部会が連携して検討を行う。

これらの検討結果を踏まえ、広く国民の生活向上に貢献できる獣医療を提供することを目的として積極的に活動するとともに、関係機関への提言・要請等必要な施策を講じる。

獣医学教育の整備・充実については、診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習における実習環境の整備・提供等に積極的に協力し、獣医学実践教育推進協議会を通じて調整・支援することにより我が国獣医学教育の国際水準化達成に向けた取組みを一層推進する。

また、勤務獣医師の処遇改善については、関連部会の意見を反映し、関係団体及び地方獣医師会との連携を図りながら対応する。

イ 個別課題への対応

個別課題については、事業推進特別委員会として次の検討委員会を設置し、重点的に検討を行い、積極的に活動するとともに、検討の結果を踏まえて、関係機関への提言・要請等必要な施策を講じる。

(ア) ワンヘルス推進検討委員会

(イ) 薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会

(ウ) マイクロチップ普及推進検討委員会

また、専門獣医療提供体制の整備については、「認定・専門獣医師協議会」において、豚熱 (CSF) 及び新型コロナウイルス感染症への対応については、それぞれ、豚熱等家畜伝染病対策検討委員会、新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部において検討の上、その結果に基づいて施策を講じる。

(2) 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその責任を果たすため、必要に応じて関係部会において獣医師の職業倫理に関わる検討を行って本会の対応方針を決定するとともに、「獣医師の誓い-95年宣言」、「産業動物医療・小動物医療の指針」等の普及啓発に努める。あわせて、地方獣医師会と連携して倫理向上の普及啓発のため講習会、研修会等を開催し、法令違反等の事例について情報提供を行う。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為等に係る書式等の作成提供を行う。

(3) 災害対策事業

本会で作成したガイドライン及びマニュアルの内容を踏まえ、緊急災害時における本会の動物救援対策を円滑に行うための具体的な施策、各ブロック及び地方獣医師会における動物救援対策実施のための体制整備、訓練等への支援を適宜実施する。また、各地での被災動物救護活動が円滑に行われるよう、平常時の準備 (VMATの養成・整備のための講習会の開催を含む。)、発災時の救護活動の対応及び救護活動の収束等の様々なステージにおける地域の活動を支援するとともに、被災地における獣医療提供体制の復旧を支援する。さらに、緊急災害時の動物救護に係る地域拠点施設の整備を支援する。

一方、認定・専門獣医師協議会での検討を踏まえ、災害専門の認定獣医師制度について、VMAT養成カリキュラム等検討小委員会においても検討し、本制度の構築を推進する。

(4) 動物福祉適正管理施策支援事業

改正動物愛護管理法の普及啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援するために、以下の事業を展開する。

ア 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

マイクロチップ普及推進検討委員会における検討結果を踏まえ、動物愛護管理法の一部改正に

よる MC 装着・登録の義務化が円滑に実施されるよう、MC 装着・登録に関する普及啓発を行う。また、指定登録機関の指定を受け、動物適正管理個体識別登録事業における MC データベースの今後の活用方策について検討する。併せて、地方獣医師会における MC の情報収集・管理体制の構築並びに個人情報の取扱いの適正化等、獣医師会全体の情報ネットワーク管理を強化することにより、指定登録機関としての業務が円滑に実施できるよう体制整備を図る。

さらに、MC の装着・登録を狂犬病予防法の犬の登録制度における鑑札のみでなく、注射済票の代替措置とすることにより、MC 番号をキーとして飼い主の利便性の向上を図る様々な情報やサービスを提供し、飼育者に MC 装着の付加価値を付与して MC の一層の普及を図り、全頭装着・登録及び狂犬病予防事業と一体化した円滑かつ効果的な運用の実現方策についても検討する。

なお、本事業の実施に当たっては、動物 ID 普及推進会議（AIP0）を通じて他の関係団体と連携して円滑な推進を図るため、組織の強化、充実及び新たな事業展開に努める。

イ 動物福祉愛護対策推進事業

動物愛護管理法についての普及啓発活動に努め、同法の円滑な施行に資する。

特に、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、動物の福祉・愛護に関する児童文学作品を対象とする日本動物児童文学賞の贈呈、学校における動物飼育や各種福祉施設や病院等における動物とのふれあい活動等への支援を行う。

(5) 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及啓発とともに、獣医療及び動物福祉の増進と適正管理に関する技術と知識に関する助言・相談、情報提供等を行い、本会事業の一層の発展を期する。

ア 普及啓発活動事業

「2022 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」は、2022 年 10 月 1 日（土）に東京都において令和 4 年度動物愛護週間中央行事（屋外行事）と同時開催し、一般市民向けに人と動物の共生、獣医師の職域と役割等に係る普及啓発を行う。2020 年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け本イベントが中止されたことを踏まえ、2022 年度の開催に向けて地方獣医師会及び動物福祉・愛護関係団体との連携を密にするとともに、獣医学系大学及び獣医学生団体の参加並びに獣医療、畜産関係及び動物関連産業界からの協賛・支援について引き続き協力要請を行う。あわせて、インターペット等の動物関係行事を通じて関係者との連携を図る一方、引き続き動物感謝デー等、本会の普及啓発対策の在り方について検討する。

本会の活動に関する普及啓発材料としてポスター、パンフレット等の作成、配布を行う。また、海外との情報交換において活用するため、既に作成した英語版ホームページ及び英語版パンフレットの見直しを適宜行い、国際的な情報の提供を図る。

イ 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等への対応に努めるとともに、その成果については、地方獣医師会及び会員構成獣医師に情報提供する。

ウ 情報等提供対応事業

本会の組織の強化及び社会プレゼンスの向上のため、ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等により獣医事対策等に関する情報提供及び普及啓発を強化する。

また、関係情報の収集・提供にあたっては、構成獣医師異動処理システム、マイクロチップデータベース等に記録された個人情報の保守を強化し、情報の流出、システムの破壊等への有効な

対策の導入を行うとともに、地方獣医師会事務局に対する講習の実施等により、全国の獣医師会全体のネットワークの情報セキュリティ強化のための対策を検討し、実行する。

エ 獣医事・獣医学術教材提供事業

必要に応じて、獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

(6) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

各種獣医事対策に関し、国内外の関係者との連絡調整を行う。

ア 獣医事対策等を推進するに当たって、地方獣医師会、関係省庁、大学等教育機関、関係団体、動物関係産業界等との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。特に日本医師会との連携については、ワンヘルス推進検討委員会において具体的な検討を行い、人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）に関するシンポジウムの開催等を通じて関係者の情報共有を図る。

なお、チーム獣医療提供体制整備のための愛玩動物看護師の国家資格化への対応については小動物臨床委員会における検討結果を踏まえ、また、診療参加型臨床実習、体験型家畜衛生・公衆衛生実習に関する体制整備については獣医学実践教育推進協議会を通じて調整、支援を行う。

また、認定・専門獣医師制度については、本会内に設置された「認定・専門獣医師協議会」において、獣医師の専門性を認定等する仕組の構築及び運用、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告における専門性の表示等の仕組みについて、関係学術団体等と連携しつつ、検討を行う。併せて本会が独自に付与する「農場管理獣医師」、「災害獣医療（VMAT）認定獣医師（仮称）」の他、動物取扱業者の業務を支える「動物取扱業管理認定・専門獣医師（仮称）」、地域獣医療を支える「地域獣医療認定・専門獣医師（仮称）」等の制度の構築等を推進する。

イ 本会の獣医学術部会を中心に獣医学術交流のあり方について検討を行い、WVA・FAVA等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図る。FAVA活動においては、藏内会長のFAVA副会長就任及び2022年のFAVA会長就任（予定）を受けて、同会長のFAVA会務の支援を積極的に行い、FAVA活動を通じて獣医事の国際的な振興・普及に一層の貢献を図る。

2022年、福岡県における開催が決定した第21回FAVA大会については、国内外から多数の参加者を得て開催する。また、東アジア三カ国（日本・韓国・台湾）における獣医学術交流については、平成30年に調印した覚書（MoU）に基づき、活動を推進する。

(7) 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等、国内外の調査研究事業の実施に努め、その事業成果を獣医事施策の推進に反映させることにより、獣医事の向上に資する。

(8) 獣医学術学会事業

獣医学術に関する調査・研究業績の発表、討論及び講演並びに市民公開講座等を獣医学術学会年次大会において開催するとともに、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・審査・表彰を行って学術業績評価に努める。獣医学術分野別3学会で構成する学術学会については、その運営について獣医学術部会で検討を行う。

また、各地区単位で開催される獣医学術地区学会の運営についても総務委員会における検討結果を踏まえ、令和4年度からの実施に向けて対応する。

なお、令和4年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会は、令和4年11月11日（金）～13日（日）までの3日間、会場はヒルトン福岡シーホークにおいて第21回FAVA大会と合同開催する。

(9) 獣医学術振興・人材育成事業

ア 日本獣医師会雑誌提供事業

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合的な情報の媒体としての誌面を提供する。また、日獣会誌のうち獣医学術学会誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師の人材育成に資するとともに、本年1月から電子ジャーナルへの一本化をもって速やかな国内外への発信・提供に努める。

イ 獣医師生涯研修事業

地方獣医師会はじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、小動物・産業動物診療、家畜衛生・公衆衛生、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師のために、各職域の特性に応じた研修プログラムの策定、研修プログラムに参加する場の提供、研修プログラム参加の評価を行うことにより、獣医師の人材養成と質の確保に努める。

また、本事業と認定・専門獣医師制度の養成プログラムとの連携を図ることにより、参加者への動機づけを行う。

ウ 獣医学術講習会・研修会事業

(ア) 獣医学術振興・普及及び国際交流等助成事業

獣医学術の振興・普及及び獣医事の向上を目的とするシンポジウム、講習会、セミナー等を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師等の人材育成に努める。なお、講習会、セミナー等については、映像の収録とインターネットを利用した情報配信に努め、波及効果の向上を図る。認定・専門獣医師制度に向けて、「認定・専門獣医師協議会」における協議結果を踏まえ、専門獣医師の養成に係る講習会、セミナー等を開催する。

また、WVA、FAVA等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図り、アジア地域臨床獣医師等総合研修・ネットワーク構築事業を適正に運営し、アジア地域における家畜衛生事情の向上に努めるとともに、アジア地域各国の獣医師会及び研修修了獣医師との連携を一層強化する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、シンポジウム等の学術イベントがWeb開催される機会が増えていることを受け、積極的に広報を行って参加を呼びかける。特に、会員構成獣医師にとって英語で行われる国際シンポジウムにWebを介して参加できる機会は貴重であると思われるため、これらの広報に注力する。

福岡県において開催する第21回FAVA大会の開催等を通じて国際的な獣医事関係情報を交換・普及することにより、我が国の獣医師が獣医学的知識・技術の向上を図るための活動等に積極的に貢献する。

(イ) 女性獣医師活躍推進対策事業

女性獣医師の活躍推進については、職域総合部会の女性獣医師活躍推進委員会における検討の結果に基づき、研修会の開催、情報提供活動等を行うとともに、「女性獣医師が活躍する職場は、男性獣医師を含むすべての獣医師が活躍できる職場である。」という理念を具体化するために、今後も勤務条件の改善及び職場環境の向上のための取組みを強化する

(10) 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床及び獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る国内外の調査研究事業の実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

2 収益事業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会が所有する基本財産である不動産の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当し、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルは築44年を迎え、その資産価値の維持・向上を図るため、三菱地所株式会社と合意した長期修繕工事的確な実施に努めるとともに、将来における新青山ビルの建替えに備え、建替え資金の造成方法について検討し、適宜対応する。

また、本会の財政基盤の強化のため、獣医事に係る収益事業の在り方について検討を行い、その結果に基づいて収益事業に積極的に取り組む。

3 その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

(1) 獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、①令和4年度から保険契約内容が変更される獣医師賠償共済事業（動物看護師契約）及び②獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保険会社と地方獣医師会との連携、協力の下で、会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

(2) 褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

4 その他

事業1、2、3に掲げた事業以外で緊急に対応する必要性が生じた事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、会議、研修会・講習会、シンポジウム、学会等の開催等事業の実施に当たっては対面による対応を基本とするが、状況によってはWebを活用することも考慮する。また、地方獣医師会の事業においてもWebの活用を推奨することとし、Webによる事業実施の方法等について助言を行う。

また、Webによる研修会・講習会、シンポジウム、学会等のイベントの開催について、会員構成獣医師に広報して参加を促す。